



氏名

松尾翼

事務所 弁護士法人

住所: 松尾綜合法律事務所

東京都千代田区内幸町2-2-2
(〒100-0011) 富国生命ビル18階

電話: 03-3500-0331

FAX: 03-3500-0361

主な経歴 (登録年月日、弁護士会活動や主な公益活動等)

略歴及び現職

1953年早稲田大学第1法学部卒業、1960年弁護士登録(東京弁護士会)、
1969年8月ワシントン大学ロー・スクール修士課程卒業
1984年1月～6月コロンビア大学ロー・スクール(ニューヨーク)講師、
1989年1月～5月、1993年11月～12月ルーバン・カソリック大学(ベルギー)
法学部客員教授、1994年2月メルボルン大学法学部客員教授、
1997年4月～早稲田大学法学部講師、2004年4月日本大学ロー・スクール兼任
教授

公益活動等

<刑事>ポール・マッカーニー大麻事件、松たか子名誉毀損事件
<労働>リーダーズ・ダイジェスト事件、
<国際訴訟>イ・アイ・イ・インターナショナル対バンク・ウォルム事件、サドワニ
対インド銀行事件、群栄化学工業対リパブリック証券(プリンストン債)事件
<会社更生>システック事件、トーチクハム事件
<民事再生>システック会社更生事件、ヒルクレストゴルフクラブ民事再生事件、
青木建設民事再生事件

主な取扱い分野

1.公害 2.日照 3.クレサラ 4.労働(労・使) 5.行政 6.税務 7.借地借家

8.海事 9.倒産 10.独禁法 ⑪.涉外 12.親族 13.相続 14.著作権

15.工業所有権 ⑫.医療問題 17.民暴 18.建築紛争 19.消費者 20.交通事故

21.PL 22.コンピュータ 23.労災 24.不動産取引 25.金融取引 26.ドメステ

ックバイオレンス 27.セクハラ 28.その他()

※ 該当する分野を選択してください。

あっせん・仲裁人のメッセージ

1. 当事者(申立人および相手方)にとって魅力的かつ信頼性ある、早期調停、仲裁を目指すことを、仲裁人候補者が理解するよう指導すること。
2. 私の外国語は英語だけですが、仲裁人候補者に対し、渉外調停および渉外仲裁につきまして、英語理解力があるか否かを判別していたこと。つまり、良い加減な人に仲裁人になって欲しくないこと。
3. 仲裁人候補者から、いくら位のチャージを欲しているか聞き出すこと。つまり、能力もないのに不当に高い料金を請求する仲裁人が輩出しないよう指導すること。

当会は、貴職から頂いた個人情報を用いた以下の目的で利用及び第三者への提供をすることがあります。

- ① 上記でいただいた情報をあっせん人・仲裁人候補者名簿に登録するほか、紛争解決センターでのあっせん手続・仲裁手続において、当事者があっせん人・仲裁人の選択を希望する場合、あっせん人・仲裁人候補者名簿の閲覧、交付等による提供を行います。
- ② 委嘱した事件の書類等の送付・事務連絡のために利用し、当事者に提供することがあります。
- ③ 各種事務連絡、研修等ご案内を行うために利用することがあります。
- ④ あっせん・仲裁に関する統計等のために利用することがあります。